

石川県公報

平成24年5月29日

第12496号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	5
生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	歳入の徴収事務の委託 (経営支援課)	6
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	一般国道の区域の変更 (道路整備課)	6
介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同)	2	一般国道の区域の変更 (同)	6
生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	3	一般国道の供用の開始 (同)	6
医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	3	一般国道の供用の開始 (同)	7
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	4	自動車のための一般交通の用に供する道路の部分の指定 (同)	7
介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	4	石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	7
介護支援給付のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同)	4	石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (同)	7
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	5	正 誤	
		政府調達に関する協定に係る入札公告 (医療対策課)	8
		大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	9
		土地改良区の役員退任公告 (経営対策課)	10
		土地改良区の役員就任公告 (同)	10
		正 誤	
		平成24.5.11第12491号中	11

告 示

石川県告示第260号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
内 灘 こ ど も ク リ ニ ッ ク	河北郡内灘町大学2丁目202ノープルハイツ1F	平成24年3月1日
も ろ は し 歯 科	鳳珠郡穴水町沖波水-216番地	平成24年4月1日
一般社団法人 小松能美薬剤師会 小 松 会 営 薬 局	小松市向本折町水79-1	〃
の の い ち ク リ ニ ッ ク	野々市市北西部土地区画整理事業施行地区内119街区2番	平成24年5月1日
橋 本 薬 局	鳳珠郡穴水町字川島イ25-3	〃
小 丸 山 台 あ お ぞ ら 薬 局	七尾市藤橋町テ29番1	〃

指定訪問看護事業所		訪問看護ステーション		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社団法人医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	穴水訪問看護ステーション	鳳珠郡穴水町字川島タの8番地	平成24年4月1日

石川県告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所在地	廃止年月日
小丸山台あおぞら薬局	七尾市藤橋町テ29番1	平成24年4月30日
橋本薬局	鳳珠郡穴水町字川島イ24	〃

石川県告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 松寿園	小松市向本折町ホ31番地	松寿園デイサービスセンターやざき	小松市矢崎町甲52番地	平成24年4月1日
社会福祉法人 篤豊会	加賀市大聖寺東町一丁目30番地	キラッと美川デイサービスセンター	白山市美川和波町カ1-3	〃
〃	〃	小規模特別養護老人ホームキラッと美川	白山市美川和波町ワ76-2	〃
〃	〃	山代すみれの家	加賀市山代温泉八74番地5	〃
株式会社 サンウェルズ	金沢市米泉町2丁目76番地1	リハ・リゾート野々市デイサービス	野々市市徳用町303	平成24年4月20日
医療法人社団 メディカルオアシス	野々市市横宮町86番地2	のいちクリニック	野々市市西北部土地区画整理事業施行地区内119街区2番	平成24年5月1日

石川県告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

介護予防支援事業者		介護予防支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 ジェイエイ 小松福祉会	小松市長谷町50番地 5	松東高齢者総合相談センター	小松市長谷町50番地 5	平成24年 4月1日
医療法人社団 勝木会	小松市大文字町88番 地	丸内・芦城高齢者総合相談 センター	小松市八幡イ12番地 7	〃
社会福祉法人 松寿園	小松市向本折町ホ31 番地	松陽・御幸高齢者総合相談 センター	小松市向本折町ホ31 番地	〃

石川県告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
通所介護事業所和楽てらい	能美市寺井町ム1番 地1	有限会社 スローライフケ ア	能美市大成町八1番 地	平成24年 3月31日
穴水町デイサービスセンター	鳳珠郡穴水町字川島 タの38番地	穴水町	鳳珠郡穴水町字川島 タの38番地	〃
あなみず指定訪問入浴介護 事業所	〃	〃	〃	〃

介護予防支援事業者		介護予防支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
小松長寿支援センター	小松市小馬出町91	小松市	小松市小馬出町91	平成24年 3月31日

石川県告示第265号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
内 灘 こ ど も ク リ ニ ッ ク	河北郡内灘町大学2丁目202ノープルハイツ1F	平成24年3月1日
も ろ は し 歯 科	鳳珠郡穴水町沖波ホ - 216番地	平成24年4月1日
一般社団法人 小松能美薬剤師会 小 松 会 営 薬 局	小松市向本折町ホ79 - 1	〃
の の い ち ク リ ニ ッ ク	野々市市西北部土地区画整理事業施行地区内119街 区2番	平成24年5月1日
橋 本 薬 局	鳳珠郡穴水町字川島イ25 - 3	〃
小 丸 山 台 あ お ぞ ら 薬 局	七尾市藤橋町テ29番1	〃

指定訪問看護事業所		訪問看護ステーション		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社団法人医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	穴水訪問看護ステーション	鳳珠郡穴水町字川島タの8番地	平成24年4月1日

石川県告示第266号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所在地	廃止年月日
小丸山台あおぞら薬局	七尾市藤橋町テ29番1	平成24年4月30日
橋本薬局	鳳珠郡穴水町字川島イ24	〃

石川県告示第267号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 松寿園	小松市向本折町ホ31番地	松寿園デイサービスセンターやざき	小松市矢崎町甲52番地	平成24年4月1日
社会福祉法人 篤豊会	加賀市大聖寺東町一丁目30番地	キラッと美川デイサービスセンター	白山市美川和波町カ1-3	〃
〃	〃	小規模特別養護老人ホームキラッと美川	白山市美川和波町ワ76-2	〃
〃	〃	山代すみれの家	加賀市山代温泉ハ74番地5	〃
株式会社 サンウェルズ	金沢市米泉町2丁目76番地1	リハ・リゾート野々市デイサービス	野々市市徳用町303	平成24年4月20日
医療法人社団 メディカルオアシス	野々市市横宮町86番地2	のいちクリニック	野々市市北西部土地区画整理事業施行地区内119街区2番	平成24年5月1日

石川県告示第268号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

介護予防支援事業者		介護予防支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 ジェイエイ 小松福祉会	小松市長谷町50番地 5	松東高齢者総合相談センター	小松市長谷町50番地 5	平成24年 4月1日
医療法人社団 勝木会	小松市大文字町88番 地	丸内・芦城高齢者総合相談 センター	小松市八幡イ12番地 7	"
社会福祉法人 松寿園	小松市向本折町ホ31 番地	松陽・御幸高齢者総合相談 センター	小松市向本折町ホ31 番地	"

石川県告示第269号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
通所介護事業所和楽てらい	能美市寺井町ム1番 地1	有限会社 スローライフケ ア	能美市大成町ハ1番 地	平成24年 3月31日
穴水町デイサービスセンター	鳳珠郡穴水町字川島 タの38番地	穴水町	鳳珠郡穴水町字川島 タの38番地	"
あなみず指定訪問入浴介護 事業所	"	"	"	"

介護予防支援事業者		介護予防支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
小松長寿支援センター	小松市小馬出町91	小松市	小松市小馬出町91	平成24年 3月31日

石川県告示第270号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	巨乳理髪店 乱れ揉みくちゃ	オ ー ピ ー 映 画
"	ふがいない僕は空を見た	ス テ ア ウ ェ イ
"	ホテル嬢 悦楽とろけ乳	オ ー ピ ー 映 画
"	ムカデ人間2 (原題) HUMAN CENTIPEDE 2	ト ラ ン ス フ ォ ー マ ー
"	おんな浮世絵師	新 東 宝 映 画
"	S E X カ ウ ン セ ラ ー 変 態 え ぐ り 療 法	オ ー ピ ー 映 画

"	お色気女将 みだら開き	"
"	さみしい未亡人 なぐさめの悶え	"
"	3 D S E X & 禅 (原題) 3-D SEX AND ZEN : EXTREME ECSTASY	ナ イン マ イ ル ズ

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成24年5月29日

石川県告示第271号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県立山中漆器産業技術センターに係る 手数料の徴収事務	加賀市山中温泉塚谷 町イ270番地	財団法人山中漆器産 業技術センター	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで

石川県告示第272号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年5月29日から同年6月12日まで縦覧に供する。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
304 号	金沢市東原町フ13番1地先から 金沢市東原町北89番地先まで	旧	10.50~63.50 487.0	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	21.00~67.00 473.0	

石川県告示第273号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年5月29日から同年6月12日まで縦覧に供する。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
金沢小松線	小松市軽海町参号7番19地先から 小松市西軽海町二丁目203番7地先まで	旧	25.20~42.40 79.4	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	28.60~42.40 79.4	

石川県告示第274号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年5月29日から同年6月12日まで縦覧に供する。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
304号	金沢市東原町フ13番1地先から 金沢市東原町北89番地先まで	平成24年5月29日	県央土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第275号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年5月29日から同年6月12日まで縦覧に供する。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
金沢小松線	小松市軽海町参号7番19地先から 小松市八幡二18番3地先まで	平成24年5月31日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
金 沢 田 鶴 浜 線	河北郡内灘町字大根布り251番163地先から 河北郡内灘町字大根布り251番1地先まで	平成24年5月29日	県央土木 総合事務所 津幡土木 事務所

石川県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分を指定する。

なお、その関係図面は、平成24年5月29日から同年6月12日まで縦覧に供する。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日	関係図面の縦覧場所
県道	金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字大根布り251番163地先から 河北郡内灘町字大根布り251番1地先まで	平成24年5月29日	県央土木 総合事務所 津幡土木 事務所

石川県告示第277号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成24年6月23日から施行する。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行柳田支店の項を削る。

石川県告示第278号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成24年7月14日から施行する。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行泉支店の項中「金沢伏見高等学校」の次に「金沢泉丘高等学校」を加え、表の株式会社北国銀行泉野支店の項を削る。

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

A重油 470,000リットル

(2) 調達件名の特質等

JIS1種2号（硫黄含有量1.0パーセント以下）

(3) 納入期間

平成24年7月1日から同年9月30日まで

(4) 納入場所

石川県立中央病院

(5) 今後調達が予定される件名、数量及び入札公告予定時期

A重油 270,000リットル（平成24年10月1日から同年12月31日まで） 平成24年8月頃

(6) 入札方法

入札金額は、(1)の物件の1リットル当たりの単価額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成24年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成24年石川県告示第172号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であって、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの入札参加資格の確認を受けた者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

3 入札説明書の交付方法

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局経理課用度係 電話番号 076-238-7859

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

4 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより、入札説明書に定める申請書等を知事に提出し、入札参加資格の確認及び審査を受けなければならない。

(1) 申請書等は、石川県立中央病院管理局用度係に平成24年6月18日（月）までに、郵送により1部提出（受領期限内必着）すること。

(2) 入札参加資格の確認は、2(2)に定める要件を除き、平成24年6月18日現在の事実をもって行い、その結果を平

成24年6月25日までに申請者に対して通知する。

- (3) 入札参加資格がないと認められた者は、知事に対し、書面を平成24年6月26日午後5時までに3(1)の交付場所に持参し、その理由を説明請求することができる。この場合において、県は、書面により回答するものとする。

5 入札手続

- (1) 入札（開札）の日時及び場所

平成24年6月27日（水）午後1時30分 石川県立中央病院管理局会議室

なお、入札書を郵送する場合は、簡易書留とし、同日正午までに必着すること。

- (2) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 契約書作成の要否

要

8 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 手続における交渉の有無

無

- (3) その他

詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

Heavy oil A Grade 470,000 ℓ

- (2) Delivery period

From 1, July, 2012 through 30, September, 2012

- (3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Central Hospital

- (4) Time limit of tender

0:00 p.m. 27 June 2012

- (5) Contact point for the notice

Fiscal Division Ishikawa Prefectural Central Hospital

2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920 - 8530

Japan TEL. 076 - 238 - 7859

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユース小松店

小松市浅井町乙81 ほか

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名、大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置、駐輪場の位置、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

公告日 平成24年1月17日

3 市町村の意見の概要

市町村名 小松市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

都市計画道路国道線及び都市計画道路空港東山線において、交通渋滞が起きないように道路管理者及び交通管理者と十分調整を図ること。

(2) 騒音の発生に係る事項

荷さばき作業従事者や来店車両に対してはライト照明向きの配慮、低速走行やアイドリングストップの啓発に努めるなど、従来に増して作業員への騒音防止意識の徹底に留意すること。

地域住民の日常生活に支障をきたさないようにしてほしい。

(3) その他の事項

第1、2駐車場横にて耕作(ハウス栽培)している方と照明時間が以前と長くなる為問題ないか協議すること。町内会をはじめとする地域活動に参加、協力してほしい。

敷地内の緑化計画の実施は、適切な管理により緑化の推進を行うこと。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年5月29日から同年6月29日まで

土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

二塚土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	田 川 明 雄	金沢市赤土町へ144番地	平成24年3月31日
"	小 村 登 志 次	" 松島3丁目218番地	"
"	河 端 善 隆	" 佐奇森町ホ75番地	"
"	北 川 外 喜 夫	" 古府2丁目205番地	"
"	白 陸 修 一	" 神野2丁目8番地	"
"	山 本 俊 明	" 北塚町西10番地	"
"	池 田 良 一	" 稚日野町南453番地3	"
"	吉 藤 和 昭	" 専光寺町ト104番地	"
"	岡 崎 進	" 二ツ屋町イ26番地	"
"	中 村 真 一	" 袋畠町北114番地	"
監事	本 正 義	" 専光寺町ト147番地	"
"	清 水 健 一	" 古府2丁目99番地	"

土地改良区の役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届

出があった。

平成24年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

二塚土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	安 野 生 郎	金沢市神野2丁目129番地	平成24年4月1日
"	赤 丸 修	" 古府2丁目86番地	"
"	武 藤 健 治	" 松島3丁目65番地	"
"	笹 野 栄	" 南塚町86番地	"
"	宮 島 秀 東	" 北塚町西6番地	"
"	安 村 俊 幸	" 稚日野町南220番地	"
"	吉 藤 義 秋	" 専光寺町ト98番地	"
"	荒 木 和 義	" 佐奇森町ホ162番地	"
"	田 辺 善 郎	" 赤土町ヘ151番地	"
"	浅 井 康 男	" 二ツ屋町イ34番地	"
"	田 村 外 喜 男	" 袋畠町北71番地	"
監 事	川 村 新 一	" 古府2丁目262番地	"
"	宮 野 仁	" 専光寺町ト90番地	"

正 誤

平成24年5月11日発行の石川県公報第12491号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
8	石川県告示第245号	123の1	イ123の1

